

「社会保険オンラインシステム端末設備ソフトウェア保守業務一式」調達仕様書(案)に対する意見招請の結果について

平成27年8月  
日本年金機構  
基幹システム開発部  
システム端末G

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する当方の考え方については、次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所<br>頁 章番号等      | 区分 | 照会事項                                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                       |
|----|-------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 3<br>表1.4.1<br>項番<br>11 | 質問 | センタ側ベンダには、電子申請サーバ等の周辺サーバも含まれると考えておりますが、説明欄には記録管理システムの説明しか含まれていないように読み取れます。                                                                                                                                                                                                   | ご指摘いただいたとおり、センタ側ベンダには、周辺サーバも含まれます。調達仕様書を見直し、分かり易い記載にいたします。                                               |
| 2  | 5<br>表1.5.2.1<br>④      | 提案 | 誤記と思われます。<br>「番号2次ソフト開発業者」:誤<br>→「番号2次端末ソフト開発業者」:正                                                                                                                                                                                                                           | ご指摘いただきましたとおり、誤記です。調達仕様書を見直し、正しい表記に修正いたします。                                                              |
| 3  | 5<br>1.5.2              | 質問 | 7次端末開発業者への現行情報提供支援は必要と考えられますので当該調達役務に含めていただくようお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                      | ご質問いただいた現行情報提供支援については「1.5.1(1)トラブル対応作業、セキュリティ対策、問合せ対応等」に含まれているため、調達仕様書の見直しは行わないこととします。                   |
| 4  | 5<br>1.5.2<br>表1.5.2.1  | 質問 | 本件における保守対象ソフトウェアは、強制徴収事務の改善、経過管理システム導入、番号次対応の関係業者による改修作業が予定されています。仮にこれら対応が期限までに終了せず、表1.5.2.1に記載の運用準備期間に記載の通り引継ぎを開始できなかった場合においても、引継ぎ完了期限は変更されないとの認識で相違ございませんでしょうか。また、その場合、貴機構にて短期間で十分な引継ぎを行える調整を引継ぎ元と実施頂けるとの認識で相違ございませんでしょうか。                                                 | 各案件は原則的にスケジュールのとおりに進むものと考えています。万一変更が生じた場合には、その都度個別に協議させていただくこととします。                                      |
| 5  | 5<br>表1.5.2.1           | 要望 | 1.5.1(3)「既存端末ソフト保守業者は、受託者向けに、以下に示す引継ぎ作業を行うこと、となっている。①研修②故障演習(取得したログからの原因解析、TCの再起動等)」との記載がございますが、表1.5.2.1の項番②～④で予定されている引継ぎ作業についても明記頂けますようお願いいたします。                                                                                                                            | ご要望いただいた点について検討した結果、追加開発にかかる引継ぎ作業についても明記が必要と判断しました。調達仕様書を見直すこととします。                                      |
| 6  | 6<br>図1.5.2.1           | 質問 | 「図1.5.2.1」及びP.12以降の内容から経過管理・番号2次システム導入に伴う端末APがH29.1にサービス開始されますが、当該開発により端末APは記録管理システムと経過管理・番号2次システムを仲介する役割を担うことになるため、当該サービス開始後は、問合せ件数や解析依頼が増加する認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                  | ご指摘いただいた件ですが、当方で検討した結果、現時点では、過去の受託者の問合せ件数や解析結果の件数には大きな変動はないものと認識しています。                                   |
| 7  | 8<br>図1.6.1             | 質問 | 「図1.6.1 全体概要図」にある下記の機器についても保守対象でよろしいでしょうか。<br>・年金事務所等拠点の「HUB等」<br>・年金相談センタ等の「HUB等」<br>・機構本部(三鷹)の「スイッチ等」                                                                                                                                                                      | ご指摘いただいたとおり、当該機器については、保守対象となります。調達仕様書の「図1.6.1 全体概要図」を見直すこととします。                                          |
| 8  | 36<br>3.2<br>3.3        | 要望 | 3.2性能要件に『ソフトウェアの改修を行った場合、改修後のシステムは、現行システムの性能要件を満たすこと』、3.3信頼性等要件に『現行システムの信頼性要件に基づき、ソフトウェアが改修を行うこと。信頼性要件は、…(略)を参照すること。』との記載がございます。これら記載については、本受託者がソフトウェア改修を行った場合のみを対象としており、関連業者等による改修時には本受託者ではなく当該関連業者が本要件を遵守するものとの認識で相違ございませんでしょうか。認識に相違がない場合には、その旨仕様書に明記いただきますよう宜しくお願いいたします。 | 左記ご認識のとおりです。但し、関連業者等による改修時であっても、1.5.1(2)に示す役務の範囲内で機構から協力を求めることは想定しております。上記のとおりですので、調達仕様書の見直しは行わないこととします。 |
| 9  | 37<br>4.1               | 質問 | 「情報セキュリティに関する規定等を遵守した上で、市場で認知されているセキュリティ対策全般を考慮して、情報セキュリティ対策全般を考慮して情報セキュリティの向上に資する施策を講じること」とありますが、具体的な実施施策については受託後に協議させていただく認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                    | 左記ご認識のとおりです。                                                                                             |
| 10 | 38<br>4.2               | 質問 | 「保守期間中において、端末設備にかかるセキュリティリスク対策の必要性が生じた場合、実現可能なセキュリティ対策を検討し、実施すること」と記述がございます。<br>「実現可能なセキュリティ対策」とは、設定内容の変更等、通常保守役務内の範囲であり、それを超える場合は対応については追加契約等、別途協議できるものと想定して宜しいでしょうか。                                                                                                       | 左記ご認識のとおりです。                                                                                             |

| 項番 | 仕様書の該当箇所 |                       | 区分 | 照会事項                                                                                                                                                                                                                           | 回答                                                                                         |
|----|----------|-----------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁        | 章番号等                  |    |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                            |
| 11 | 38       | 4.2<br>(4)            | 要望 | 4.2(4)に受託者によるセキュリティ対策の検討および実施についての要件がございます。本要件については、受託者の提案工数の範囲内で実施可能な内容に限ること、また新たな製品の導入等が必要な対応については、製品等は貴機構にて別途調達されることが前提との認識ですが、相違ございませんでしょうか。認識に相違がない場合には、その旨仕様書に明記いただきますよう宜しくお願いいたします。                                     | 項番10の回答をご参照ください。<br>なお、ご要望いただいた点につき検討しましたが、調達仕様書の見直しは行わないこととします。                           |
| 12 | 41       | 6.1                   | 質問 | 「受託者は、休日稼働日が変更になることにも留意し、これに対応すること。」とございます。<br>その為、休日の稼働日が変更される事については認識しておりますが、月に複数回休日稼働日が生じた場合は対応については追加契約等、別途協議できるものと想定して宜しいでしょうか。                                                                                           | 左記ご認識のとおりです。                                                                               |
| 13 | 42       | 6.1(2)                | 要望 | 「業務内容の問合せ等、運用準備期間に関連業者の支援を必要とする場合は、費用等の負担も含め、受託者が対応すること」との記載がございますが、1.5.2に示される引継ぎ元による引継ぎ作業期間内においては、引継ぎ元への問合せ等に係る費用の負担は不要との認識でよろしいでしょうか。認識に相違がない場合には、その旨仕様書に明記いただきますよう宜しくお願いいたします。                                              | 引継ぎ元および引継ぎ先による、問合せ等にかかる作業については、双方の役務内で対応していただくこととなります。<br>なお、この件について、調達仕様書への明記は行わないこととします。 |
| 14 | 43       | 6.2.1<br>(1)①         | 要望 | 「7時30分のシステム稼働開始時に発生した故障については、極力8時15分の運用開始(始業時間)までに復旧させるべく、関連業者と調整の上、切分け支援及び業務復旧に向けたリカバリ作業の支援を実施すること。」との記載がございますが、関連業者の対応時間外等、調整すべき相手が不在なため十分な対応できない場合は、本受託者の責は問われないとの認識でよろしいでしょうか。当該認識で相違ない場合は、その旨を仕様書に明記いただきますよう、宜しくお願いいたします。 | 左記ご意見を当方で検討させていただきましたが、オンライン開始時にそうした状況が発生することは現在のところ想定しておりません。                             |
| 15 | 66       | 表9.1.1<br>項番9<br>項番10 | 質問 | 9章の納品物の項番9「月次保守報告書」、項番10「保守作業実績工数報告書」の説明に、「なお、「8. 5(1)保証」にかかる実績工数を報告する」旨の一文が追記されております。<br>当該追記が示す工数報告とは具体的に何を示しておりますでしょうか。                                                                                                     | 本受託者の瑕疵に係る部分については、項番を分けて報告いただくことになります。                                                     |
| 16 | 4        | 別紙3<br>項番20           | 質問 | OSの設定変更等の作業を実施と記述されていますが、本受託者の役務としては、OSの設定内容の設計および環境変更資料を作成するところまでが役務範囲内、実際のOSの設定作業は役務範囲外(例:運用管理業者等の役務)と考えていますが間違いはないでしょうか。                                                                                                    | 左記ご認識のとおりです。                                                                               |
| 17 | 4        | 別紙3<br>項番20<br>(2)    | 提案 | 「運用管理業者から環境設定値の変更依頼があった場合は、必要なドキュメントに反映の上、設定値を変更し、資材を運用管理業者に提示する。」との記載がございますが、日本年金機構様からの指示に基づき、運用管理業者と連携の上で対応するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                 | 左記ご認識のとおりです。ご指摘いただいた内容を踏まえ、調達仕様書を見直すこととします。                                                |
| 18 | 4        | 別紙3<br>項番21           | 提案 | 「問合せ対応」と「改善要望(問い合わせ対応)」でどちらも機構、運用管理業者からの問合せとなっていますが、差分は以下の通りの認識でよろしいでしょうか。<br>・「改善要望(問い合わせ対応)」: 日本年金機構様、ヘルプデスクを経由した現地職員様からの問合せ<br>・「問合せ対応」: 運用管理業者、ハードウェア業者等からの問合せ                                                             | 左記ご認識のとおりです。                                                                               |
| 19 | 全般       | 全般                    | 質問 | 本調達案件の受託後、役務範囲の追加や変更等が生じた場合に、対応については変更契約等、別途協議できるものと想定して宜しいでしょうか。                                                                                                                                                              | 本調達案件の受託後、役務範囲外の追加や変更等が生じた場合は、役務内での対応可否及び別途契約要否について、機構と協議の上決定することとします。                     |